

(別紙 2)

放射線障害防止法の現行規制の内容

規制区分		届 出		許 可	
		表示付	一 般 (表示付以外)	施設検査、定期 検査無	施設検査、定期 検査有
対象機器、施設	法律	37MBq~37GBqの密封		事業所の放射能の合計が 3.7GBqを超える密封、 定義数量以上の非密封	
		法律上の機構確 認に基づく表示 付放射性同位元 素装備機器	表示付以外	密封:37TBq未満 (施設)、111TBq 未満(定期)、非 密封:740MBq未 満	左記以上の密封 及び非密封、放 射線発生装置
使用等の許可	3	-	-		
使用の届出	3の2			-	-
欠格条項	5	x	x		
許可の基準	6	-	-		
許可証	9	-	-		
施設検査	12の8	x	x	x	
定期検査	12の9	x	x	x	
施設基準適合義務	13				
基準適合命令	14				
取扱いの基準	15-19				
場の測定	20	x			
被ばくの測定	20	x			
予防規定届出	21				
教育訓練	22	x			
健康診断	23	管理区域への立入なし: x、あり:			
障害を受けた者の措置	24				
記帳義務	25				
許可の取り消し等	26				
廃止届	27				
廃止に伴う措置	28				
譲渡、譲受の制限	29				
所持の制限	30				
海洋投棄の制限	30の2				
取扱いの制限	31				
事故届	32				
危険時の措置	33				
主任者選任	34	x			
報告徴収(管理状況、事故)	42				
立入検査	43の2				

現行の表示付機器は、管理区域への立入がない構造

区分により規制が異なる項目